

No.	質 問	回 答
【事業の内容について】		
1	事業運営委員会委員候補者および、テーマ代表者候補者には、事前に内諾を取る必要があるか。	企画提案書を御提出していただく時点で必ずしも内諾を取っていただくことは求めていませんが、採択後に想定されていた事業運営委員会委員及びテーマ代表者が就任できなくなったことによって、御提案いただいた計画の履行が不可能とならないように御留意ください。
2	事業総括者の選任について、どのように行われることを想定されているか。採択の後、提案代表者を事業総括者に任命するのか。	事業総括者につきましては、今回、提案代表者とは別に、採択後に当省から提案させていただく方を採択機関において任命いただく予定です。 なお各人の役割としては、事業総括者には、共創の場を活用したテーマ代表者による研究課題の設定及び当該研究課題に対応した研究チームの構築に関する指導・助言していただくことを想定しており、提案代表者におかれましては、御提案いただきました内容全体のマネジメントに取り組んでいただくことを想定しております。 分かりづらく申し訳ございませんが、「本事業の総括的責任」との記載は、報告書にて有識者より御提言いただいた枠組みにおける指導・助言を行い、事業運営委員会へ提案・報告を行う立場にある者という趣旨で記載させていただきました。
3	テーマ代表者について、「1名は実施機関以外の者を提案するよう努めること」と公募要領にあるが、参画機関から選んだ場合には、これに該当するか。	実施機関には、参画機関も含まれます。
4	提案代表者又は参画機関の代表者とテーマ代表者が重複しても良いか。	重複可能です。
5	3つの大きなテーマごとにテーマ代表者（計3人）を設定するという理解で良いか。	御理解のとおりです。

人文学・社会科学を軸とした学術知共創プロジェクト 公募Q & A

※更新部分は赤字 令和2年7月8日時点

7/8 【事業の内容について】内を関連質問でまとめた

No.	質 問	回 答
6	テーマ代表者は大学に所属している者である必要があるか。企業に所属している者でも良いか。	テーマ代表者について、所属に関する制限は設けておりません。本事業が「人文学・社会科学の個々の専門的な研究がそれぞれに分断され、現代社会が対峙している課題への対応や、マクロな知の体系化が難しくなっていること」などの人文学・社会科学における課題を克服することなどを求めていることに御留意いただきながら御提案ください。
7	外部のテーマ代表者の活動イメージは、指導・助言を主になさる方ということか。	テーマ代表者には、御担当されるテーマごとに、共創の場への参加者の決定、共創の場における意見集約・調整等を行っていただくことにより、研究課題を設定するとともに、当該研究課題に対応した研究チームを構築していただくことを期待しております。なお共創の結果として、テーマ代表者が構築された研究チームに参画することもあり得ると考えております。
8	事業運営委員会委員候補者が、非公開の審査委員会の委員と重複してしまう可能性を感じるが、それは不可か。	事業運営委員会委員候補者として挙げていただいた方が、本事業審査委員会委員だったことを以て、審査に不利益が生じることはありません。
9	提案代表者又は参画機関の代表者と事業運営委員会委員が重複しても良いか。	重複可能です。
10	事業運営委員会委員が、テーマ代表者を兼任しても良いか。	事業運営委員会は、「本事業の運営について、実施機関及び事業総括者に対して指導・助言する」立場にあることから、テーマ代表者が兼任することは想定しておりません。
11	事業運営委員会委員に年齢制限はあるのか。 例えば研究期間中に退職を迎えるものであっても差し支えないのか。	年齢制限は設けておりません。

No.	質問	回答
12	役員が提案代表者となることは可能か。	可能です。
13	役員には勤務時間という想定が無く、様式1-5「1年間の全研究時間数」について、注意すべき点はあるか。	本項目は、提案代表者として御提案いただきました内容全体のマネジメントに取り組んでいただくことが可能か否かを確認させていただく項目ですので、契約形態に合わせてその点が分かるようにお示しいただければと存じます。
14	提案代表者が他の研究に従事していない場合、本事業に係る研究時間・エフォートのみを計上すれば良いのか。	御理解のとおりです。
15	「代表機関」「実施機関」「参画機関」の定義はどのようなものか。	御提案いただきます内容の中心となる機関を代表機関といいます。 代表機関から再委託を受けて、御提案内容の一部を実施する機関を参画機関といいます。 御提案いただきます内容を実施する代表機関、参画機関を総称して実施機関といいます。
16	事業内容に組織的に協力する他機関があっても、委託関係がない場合は参画機関にならない、ということで良いか。実施体制図のようなものを書く場合、そうした機関（協力機関？）も入ってくる可能性があるのではないかとイメージしている。	代表機関との再委託契約に基づき、経費の配分を受け業務の一部を実施する機関を「参画機関」と言います。よって、事業内容に組織的に協力する機関であっても、代表機関と再委託契約を締結していない機関は「参画機関」には当たりません。
17	大きなテーマとして(1)～(3)まで挙げているが、大きなテーマは申請者の側で変更することはできず、(1)～(3)のすべてのテーマについて事業計画を策定し、必要な研究者を配置するということが良いか。	御理解のとおり、(1)～(3)の全てのテーマに対してテーマ代表者を配置いただき、共創の場を運営していただくことを想定しております。

No.	質問	回答
18	<p>参画機関とは「再委託を受けて提案内容の一部を実施する機関」とあるが、再委託先ではないが協力者という形でプロジェクトに参加する機関を参画機関に含めることは可能か。</p>	<p>代表機関との再委託契約に基づき、経費の配分を受け業務の一部を実施する機関を「参画機関」と言います。よって、事業内容に組織的に協力する機関であっても、代表機関と再委託契約を締結していない機関は「参画機関」には当たりません。なお、「参画機関」の定義は以上のとおりですが、お考えのような形で御提案の内容に協力する者を含めることを妨げるものではありません。</p>
19	<p>事業運営委員会はテーマごとに設定するのか。</p>	<p>事業運営委員会は全体で1つです。</p>
20	<p>公募要領3(2)①に、「ワークショップを複数回開催」とあるが、これは、事業の実施期間を通じてか、あるいは毎年度か。毎年度の場合、大きなテーマ1つにつき1回以上×3テーマ、と解釈して良いか。 また、シンポジウムについては毎年度開催する必要はないと解釈したが、良いか。</p>	<p>公募要領3(2)共創の場の運営で記載しました①～③については1年度において実施していただくことを想定しております。ただし、①～③については公募要領記載の内容を基本としつつ、具体的な内容は、実施機関が本事業の趣旨を踏まえて検討いただき御提案いただくこととしており、必ずしも①～③記載の形式で実施しなくてはならないわけではありません。 なお公募要領で記載しましたとおり、①については大きなテーマごとに開催するか、複数の大きなテーマを同一日程・同一会場において開催するかは実施機関において検討し御提案ください。</p>
21	<p>大きなテーマごとに研究チームを毎年度構築するという成果が求められているが、何ををもって「構築」されたとするかの定義はあるのか(あるいは、応募側でそれを定義可能か)。また、大きなテーマごとに研究チームを3年度かけて育てていく、つまり全く新規の(メンバーが重複しない)チームを毎年度構築するのではなく、初年度に作る緩やかなチームが2年度目・3年度目に具体的な課題別のグループとしてまとまっていく、というイメージでも良いか。「当該研究課題に対応した戦略的かつ実効的な研究チーム」を構築するには、ある程度時間をかける必要があると考えている。</p>	<p>何ををもって「構築」されたかについては、研究費助成事業に応募するに当たって作成する研究計画書を作成する上で、必要な研究テーマ並びにそのテーマに取り組む最低限必要な分野の研究者が特定された状態を「構築した」状態であると考えています。 本事業においては毎年度研究チームを構築していただくことを想定しております。一方で、検討を行う研究課題によっては、複数年度に渡って構築を進めることが必要になることをあり得ると考えております。</p>
22	<p>様式1-2の(6)には、「研究費助成事業への申請に当たっての指導・助言」も、代表機関・参画機関が行うよう書かれているが、構築した全てのチームが実施期間中に競争的資金を獲得することは委託の範囲内で求められていないと考えて良いか。(競争的資金公募のタイミングの兼ね合いがあるため)</p>	<p>競争的資金公募のタイミングとの兼ね合いがありますので、御指摘のとおりです。</p>

No.	質問	回答
23	実施期間終了後の各研究チームの活動（競争的資金獲得等）のフォローについて、実施機関・参画機関が自己負担で実施することは求められていないという解釈で良いか。	実施機関・参画機関の自己負担による実施を妨げるものではありませんが、本事業はそこまでを必須とするものではありません。
【申請について】		
24	1大学において、提出できる企画提案書は1つだけか。異なる研究科等から提案があった場合、複数の提案を行うことは可能か。	本事業は、学外を含む多様な研究者とテーマに係るステークホルダーによる共創を行い、研究課題・研究チームを構築することを目指していただく事業であるため、そのような観点から全学的な協力を得られる体制の下で取り組んでいただく必要があると考えており、大学で1つの企画提案書にまとめていただくことが適当であると考えています。ただし、各提案代表者が事業の目的を達成することのできる提案を企画できるのであれば、必ずしも1大学における複数の提案を妨げるものではありません。
25	本学は国立大学法人ですが、再委託先も含めてすべての参画機関が国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人のいずれかに該当する場合、誓約書の提出自体が不要という認識で良いか。	御理解のとおりです。
26	仮に誓約書不要の場合、令和2年7月17日（金）17時必着で ① 企画提案書 ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し ④ 本件に関する事務連絡先（様式は任意）をメールにてお送りし、郵送は不要ということでよろしいか？その場合、メールの送信者は研究者でなく事務部（例えば「本件に関する事務連絡先」記載のメールアドレス）からでも良いか。	郵送は不要とさせていただいております。送信者につきましてはどちらでも問題ありません。 なお誓約書につきましても、応募時点での原本の提出は求めておりません。原本は、採択後、契約書締結時に御提出いただくこととしております。

No.	質 問	回 答
27	<p>テーマ代表者について、企画提案書に候補者を複数記載することは可能か。</p>	<p>企画提案書の「各テーマにおける課題認識とテーマ代表者」の欄において、どのようなテーマ代表者を提案し、当該者の下でどのような課題認識の基に、どのような方向性で共創していくかについて御記載いただくこととしており、それに基づき御提案内容を審査することから、各テーマにおいて、課題認識とともに、それを実施するテーマ代表者を御提案いただくことを想定しております。なお、各年度においてテーマ代表者を交代させるなどを想定されているのであれば、その限りではありません。</p>
28	<p>テーマ代表者について、少なくとも1名は実施機関以外の者の提案が求められており、本学でも他機関の方に内諾をいただいたが、その方は本学以外の機関からの提案における事業運営組織にも関わっていることがわかった。その場合、その方について、様式1-5の【テーマ代表者候補者】の下半分、エフォートを記載する欄にはどのように整理して書いたら良いか。</p>	<p>本事業に係るエフォートは、「本事業」の欄に貴学の御提案に係るエフォートのみを御記載ください。</p>
【経費について】		
29	<p>実施機関から委嘱する事業総括者やテーマ代表者、事業運営委員への謝金については、会議への参加時間・回数に応じて計上すれば良いか。特に事業総括者は、会議参加以外の稼働もかかると思われるが、どのように考えたら良いか。</p>	<p>諸経費については、「「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」及び実施機関が定める規定等に基づき算出」することを求めていますので、それに基づき算出をお願いします。また御指摘のとおり、事業総括者及びテーマ代表者については、会議参加以外の活動も想定されますので、それらも踏まえて算出させていただきますようよろしくお願いします。</p>
30	<p>本事業は、共創の場（プラットフォーム）を作るだけで、研究は行えないのか。</p>	<p>本事業においては、公募要領に記載のとおり、3.（2）②にございますとおり、「質の高い共創が行われるよう、研究者等がワークショップの前後において行う調査、打ち合わせ等に対する支援や、各テーマについて卓越した試験を有する研究者の招へい等の取組」について支出を可能としております。一方で、実際にそれによって創り上げた研究課題及びその研究課題に取り組む研究チームの活動に要する諸経費の支出はこの事業の範囲外となります。</p>

人文学・社会科学を軸とした学術知共創プロジェクト 公募Q & A

※更新部分は赤字 令和2年7月8日時点

7/8【事業の内容について】内を関連質問でまとめた

No.	質 問	回 答
31	遠隔（web等）での会議を予定しています。その際に必要な器材（カメラ、マルチモニター、スピーカー等）を予算に組み込んで良いか。	共創の場を運営する上で必要な機材であれば支出可能です。
32	「会議以外の活動」について、例えば、WS等を開催するにあたり、具体的な研究テーマに関する事前調査を実施したい場合は、委託費の形を取らずに外部のテーマ代表者にその調査費を配分することはできるのか。	テーマ代表者については、実施機関による委嘱の下でその活動を実施することを想定しており、その活動に要する経費は実施機関により支払われることを想定しております。